

犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する論点（案）  
（意見集約結果を踏まえた案）

<検討会として認識した問題点>

1. 犯罪被害者等に対する心理療法の現状についての共通理解
  - ア 既存の制度
  - イ 支援の範囲
    - ① 支援を受けている被害者等の範囲
    - ② 「心理療法（カウンセリング）」の支援の程度
    - ③ 提供者
    - ④ 費用負担
2. 支援が不足していると考えられる範囲
  - ア 被害者等の範囲
  - イ 心理療法（カウンセリング）の内容

<公費負担の対象とする犯罪被害者等に対する心理療法>

3. 公費負担の対象とする場合の限定の基準
  - ア 「犯罪被害者等」
    - ① 制限を設けるのか否か
    - ② 制限を設けるとして何を基準とするか
      - 罪種
      - 警察への届け出の有無
      - 資力
      - 他の要素との調整の要否：
        - 損害賠償の受け取りの有無
        - 帰責性の有無
    - ③ 要件具備の判断をする者
  - イ 当該犯罪被害者等が心理療法を受ける対象として認定する者、基準
4. 公費負担の対象となる心理療法
  - ア 心理療法の種類・範囲
  - イ 実施者
    - ① 質の確保
      - 適当とされる実施者の資格
      - 認定方法（新たな認定制度・基準などが必要か否かも含む）
    - ② 必要とされる人数の確保

5. 公費負担の限度（回数・期間等）
6. 公費負担の仕組み
  - ア 公費負担にあたっての考え方（理念）
  - イ 既存の制度の拡充か、新制度の創設か
    - ① 医療保険制度の適用対象の拡大の可否
    - ② 犯罪被害給付制度の拡大の可否
      - 重傷病給付金の拡大の可否
      - 新たな給付金の創設の可否
    - ③ 社会保障制度における公費負担の仕組みの創設の可否（例えば、療養費の適用対象の拡大の可否）
    - ④ 犯罪給付制度以外の新たな公費支給制度の創設の可否
  - ウ 財源
  - エ 公費負担の方法（既存の制度の改変の可否も含み、償還制か、現物給付制か）
  - オ 公費支出の実施機関
7. 新制度の有効性に係る検証方法
8. 本制度の限界と将来への展望
  - ア （上記制度設計後）対象とならない範囲、またそれへの対応
  - イ 犯罪被害者等に対する心理療法（カウンセリング）についての関係者への啓発の必要性